

基幹相談支援センターと地域生活支援拠点に関する一考察

高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 副センター長 川村 圭

キーワード： 基幹相談支援センター 地域生活支援拠点 地域自立支援協議会

要 旨

平成 29 度より、高松市において「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点事業」が整備された。地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」については、市町村相談支援事業受託 7 事業所を「地域拠点」として地域担当制とし、体制整備を実施する「中核拠点」との二層構造として「高松市障がい者基幹相談支援センター」を整備した。また、「緊急時対応」や「体験の機会の確保」等の整備を目的とする「地域生活支援拠点事業」については、緊急時対応の登録制や受け入れ事業所確保等を整備しているが、作りこみはこれからである。

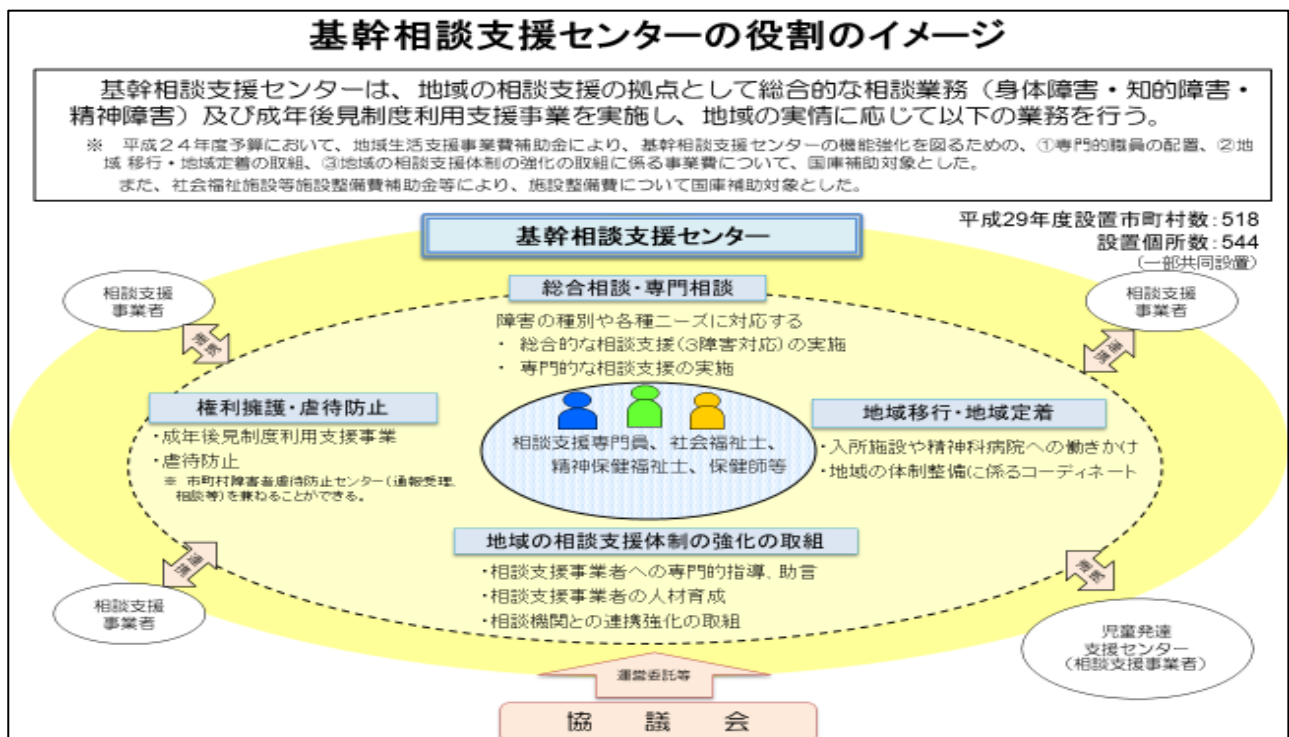
一方で、「地域生活支援拠点事業」の整備は地域づくりでもあり、それを協議する場は自立支援協議会であろう。「行政と相談支援が自立支援協議会の両輪」と言われるなか、基幹相談支援センターという新しい機能のもと、あらためて相談支援体制を整備しながら、自立支援協議会を活用し、地域生活支援拠点の整備を進めていきたい。

1. はじめに

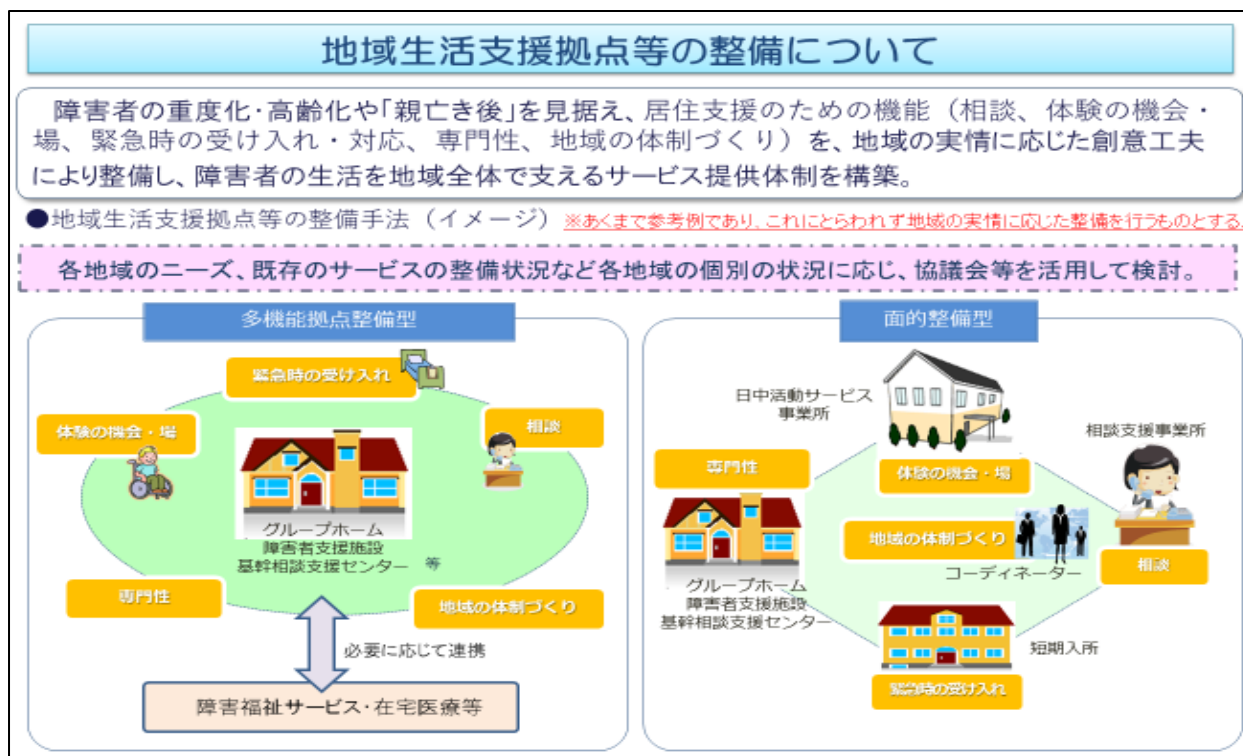
平成 29 度より、高松市において「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点事業」が整備され、運営を開始した。「基幹相談支援センター」とは、総合的専門的な相談支援の実施・人材育成や他機関との連携強化等の相談支援体制の整備等を行う地域の相談支援事業所の拠点となるセンターであり（図 1）、「地域生活支援拠点」とは、障害者の重度化・

高齢化、「親亡き後」にも対応できるように居住支援、緊急時対応、地域での生活を継続できるための体験の場の確保などを各地域の特性を活かして整備する事業である（図 2）。

（図 1）基幹相談支援センターの役割のイメージ



(図2) 地域生活支援拠点等の整備について



どちらも国がすすめている事業で、特に「地域生活支援拠点」については令和2年度末までに各市町村もしくは圏域に1カ所の整備を義務づけられているものである。基幹相談支援センターの設置については義務付けられてはならず、全市町村中3割程度の設置率であるが少しずつ設置が進んでいる。

2. 倫理的配慮

倫理的配慮として本研究は、かがわ総合リハビリテーションセンターの倫理委員会で承認を得た。

3. 相談支援体制等における高松市のこれまでの状況

高松市は自立支援法開始以降、7カ所の相談支援事業所に市町村相談支援事業を委託し、個別ケースの相談支援、自立支援協議会の運営等を行ってきた。その後、平成24年度より、障害福祉サービス利用者すべてに担当相談支援専門員がサービス等利用計画を作成する計画相談支援が導入され、相談支援事業所は現時点で31カ所までに増加した。

相談支援体制の課題としては、計画相談支援事業所の不足・困難ケース等のバックアップ体制や他分

野との連携構築体制がない・地域移行、定着が活用されていないなどがあった。一方で、緊急ケースは市内で年に数例起きている現状があり、家族や支援者の対応で何とかなってきたが、体制としては整備されておらず、「体験の機会と場の確保」や強度行動障害などの方の支援ができる「専門人材の確保」などの課題についても同様といえた。

上記のような状況や課題を受けて、平成28年度、高松市より「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点」の整備に向けての提案が市町村相談支援事業受託7事業所にあり、その後、高松圏域自立支援協議会にて協議を重ねながら整備を進めてきた。

4. 地域のなかで実際にどんな相談が起きているか

実際に地域のなかで支援センターにどんな相談が寄せられているのか—この1年間の基幹センターへ寄せられたものや過去の委託事業所に寄せられたものから挙げてみると

- (1) 褥瘡治療のため入院中の身体障害者。入院中に、これまで介護を中心に担ってきた母親が施設入所となってしまう兄弟は「本人が退院してきても受け入れできない」とのことで、退院先がない。

(2) 家賃が払えなくなり家を出て夏季に車中生活を送る知的障害者。日雇いの仕事は不定期にあるが、今の車中生活を継続することには限界がある。

(3) 万引きにて罰金刑となった、統合失調症で単身生活の高齢者。高齢者福祉機関とはうまく繋がっておらず障害特性への支援経験を活かして支援に加わってほしい。

(4) 末期のがんを患い、最近、亡くなった母親と学齢期から不登校状態だった軽度知的障害と発達障害をもつと思われる20歳代の娘の世帯。娘さんの今後の生活について相談にのってほしい。

(5) 統合失調症で10回の入退院を繰り返している50歳代本人と80歳代母親の世帯。母親の入院に伴い、本人も調子を崩している。今後についての相談。

(6) 医療的ケアが必要な障害児の祖母が急に亡くなったが、本人を預かってもらえる短期入所がみつからず、母親は本人への医療的ケアも行いながら葬儀等の一切を執り行わなければならなかった。

(7) 母と二人で暮らす知的障害者。本人は仕事にはまじめに行くが、母親は毎朝、大変な労力で本人を送り出し、本人帰宅後は仕事のストレスやイライラを日々ぶつけられて疲弊している。

上記の相談は、「地域生活支援拠点」事業開始のもととなった「第5回 障害者の地域生活の推進に関する検討会」でまとめられた下記の「地域における居住支援に関するニーズ」7項目

㉠地域での暮らしの安心感の担保

㉡親元からの自立を希望する者に対する支援

㉢施設・医療等からの退所・退院等、地域移行の推進

㉣医療的ケア、行動障害支援等、専門的な対応を必要とする者への支援

㉤医療との連携等、地域資源の活用

㉥夜間も利用可能なサービス、緊急対応体制

㉦障害特性に応じた施設整備

にあてはめることが可能であり、ここ高松においても「地域生活支援拠点」を整備することが必要であることを示している。そして、その7項目は「地域生活支援拠点」において整備すべき5機能—①相談②体

験の機会と場の確保③緊急時の対応④専門的人材の育成⑤地域の体制づくり—としてまとめられており、高松市の整備した「地域生活支援拠点」は(図3 ページ最後に掲載)の通りである。

5. 考察

障害者の地域生活を支援する体制が整えられるなか、入所施設のようなパッケージではなく、オーダーメイドでサービスや資源を選択し組み合わせることができるようになってきた一方で、「緊急時」や「親亡き後」「地域移行」等のように居住支援を含む生活の大きな変化を安心して選択できるための「体験」を踏まえて支援を受けることができる「支援拠点」の整備が必要となっている。

その整備は「これで完成」といったゴールがあるものではなく、整備を進めていく上で一緒に考える人を増やし、学び合いながら話し合っていく、官民協働の作業であるといえ、それを協議する場は「自立支援協議会の運営マニュアル」¹⁾によると、情報機能・調整機能・開発機能・教育機能・権利擁護機能・評価機能の6機能をもつといわれる「自立支援協議会」であろう。その自立支援協議会の両輪と言われるのは行政と相談支援でありこれまでその役割を担ってきたが様々な課題も生じてきていた。あらたな「基幹相談支援センター」という機能をもとに「自立支援協議会」を活用し「地域生活支援拠点」の整備を進めていきたい。

【出典先】

平成30年度かがわ総合リハビリテーションセンター研究年報

【引用文献】

(図1)「平成30年度相談支援従事者指導者養成研修」資料より

(図2)「平成30年度相談支援従事者指導者養成研修」資料より

【参考文献】

1) 財団法人日本障害者リハビリテーション協会：自立支援協議会の運営マニュアル

(図3) 高松市の基幹相談支援センターと地域生活支援拠点

